日本郵船

Bringing value to life.

第133期 定時株主総会 招集ご通知

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

第133期定時株主総会
招集ご通知添付書類を含む

開催情報

日時 2020年6月29日（月曜日）午前10時

場所 当社本店（郵船ビル）

新型コロナウイルス感染症の流行による決算日程の変更に伴い、開催日及び場所が例年から変更となっておりますので、お間違いのないようご注意願います。

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2020年6月26日（金曜日）午後5時

株主総会の来場記念品（お土産）のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

感染症拡大が懸念されるため、なるべく議決権の事前行使をお願いいたします。当日は会場への入場制限等の可能性もありますので、ご出席される株主様には、感染症予防措置を講じることとともに、ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.nyk.com/ir/event/meeting/

NYK GROUP

証券コード：9101

社長ご挨拶

代表取締役社長　長澤 仁志

株主の皆様には、日頃より当社グループの活動にご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。第133期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の定時株主総会招集ご通知のお届けにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

当期の連結業績は、売上高１兆6,683億円、営業利益386億円、経常利益444億円、親会社株主に帰属する当期純利益311億円となり、前期の当期純損失445億円から大きく改善しました。

定期船事業においては、Ocean Network Express Pte. Ltd.における収支改善策の実行により業績が前期比で大幅に改善しました。ドライバルク輸送部門では、市況は第２四半期に改善が見られたものの、その後の減退に加え、第４四半期は新型コロナウイルス感染症拡大による市場心理の悪化の影響を受けており、市況変動の激しい１年となりました。LNG船と海洋事業を中心とする運賃安定型事業の利益積み上げに加え、好調なタンカー市況も享受したエネルギー輸送部門と効率配船に努めた自動車輸送部門において業績は堅調に推移し、不定期専用船事業全体の業績では前年同期比で増益となりました。航空運送事業及び物流事業においては、当期は米中貿易問題等の影響による荷動きの減少の影響を受け、航空運送事業では前年度並みの損失となり、物流事業では減益となりました。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行による経済活動の収縮は、今後の当社グループのすべての事業に大きな影響を及ぼす見通しです。

このような危機的状況の中、世界の物流とライフラインを支える当社グループの社会的使命を再認識し、海・陸・空に渡る当社グループすべての従業員の安全を確保しつつ、安全運航と運航維持確保策を含む事業継続体制の維持に努めます。また、長期性の資金調達や充分なコミットメントラインの確保も含め、安定的な事業運営の継続に必要な施策を実行することで、当社グループの事業運営の基盤を維持し、お客様を含む関係各位とともにこの苦難を乗り越えていく所存です。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響やその収束時期は依然として不透明ではありますが、2020年４月から６月までを最悪期と想定し、来期の連結業績は売上高１兆4,300億円、営業利益50億円、経常利益０億円を予想しております。

当期の業績を踏まえ、期末配当は１株につき20円（中間配当の20円とあわせ、１株につき年間40円）とすることをご提案申し上げます。また、来期の配当につきましては、当社の基本的な配当方針を踏まえ、１株につき年間20円を予想しております。

当社は、中期経営計画“Staying ahead 2022 with Digitalization and Green”に沿って、ポートフォリオの最適化と運賃安定型事業の積み上げにより、収益力の向上と変動する事業環境への耐性強化を進めてきております。本年４月からは、社長がESG経営推進責任者となり、本中期経営計画で掲げたESGの経営戦略への統合をより一層推進していく体制としています。新型コロナウイルス感染症がもたらす経済活動の収縮による業績への影響は避けられない状況ではありますが、中期経営計画で掲げた施策を着実に進めるとともに、同感染症が社会や人々の生活様式に与える影響を注視し、事業環境の変化に機敏に対応してまいりたいと考えています。

今後とも、株主の皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年６月
代表取締役社長　長澤仁志

中期経営計画 “Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”

2018年度からスタートした５カ年の中期経営計画 “Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”。
三つの基本戦略に沿った施策を各事業部門が遂行し、着実に成果が見込まれます。
ここでは中期経営計画の主な取組みと進捗をお伝えします。

中期経営計画

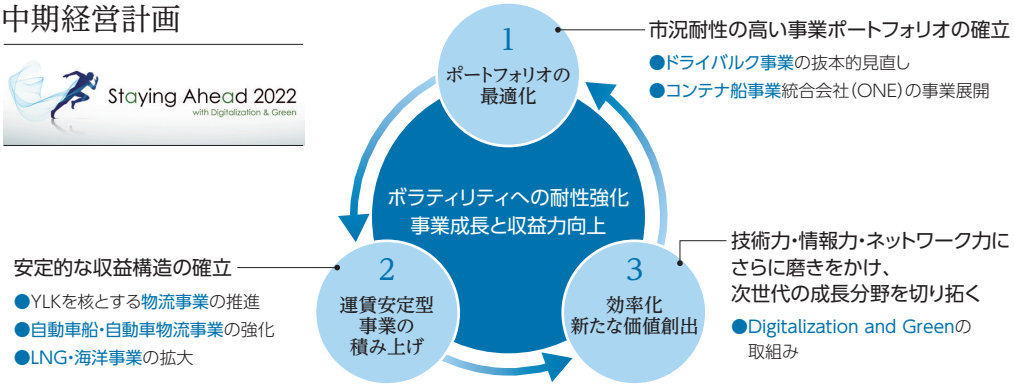

Digitalization and Green の取組み

Digitalization	デジタル技術を活かした サプライチェーンの最適化	船上のキャッシュレス事業の実現（MarCoPay設立） 船舶安全管理のプラットフォーム「NiBiKi」開発・運用 船舶に関するビッグデータ活用プロジェクトへの参画 世界初、有人自律運航船に向けた自動運航の実証実験に成功
Green	エネルギーの脱炭素化・クリーン化 再生可能エネルギーへのシフト 気候変動における事業機会の追求	LNG燃料供給事業の推進 バイオマス輸送により再エネ発電促進に関与 グリーンファイナンスの先駆け NYKスーパーエコシップ2050

財務体質強化への取組み

- ☐ **船舶・不動産等の売却・流動化による資産効率性の向上**
- ☐ **投資キャッシュ・フローと営業キャッシュ・フローのバランス改善**
- ☐ **2020年度より連結納税制度の採用決定**

目　次

1 社長ご挨拶
3 第133期 定時株主総会 招集ご通知
5 議決権行使のご案内
株主総会参考書類
議案及び参考事項
7 第1号議案 剰余金の処分の件
8 第2号議案 定款一部変更の件
10 第3号議案 取締役8名選任の件
18 第4号議案 監査役2名選任の件
20 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
21 (ご参考)当社のコーポレートガバナンスに関する取組み等
23 主要財務ハイライト(連結)
25 事業報告
35 連結計算書類
37 計算書類
39 監査報告
45 株主メモ
45 株式に関する マイナンバー制度のご案内
46 お知らせ

本招集ご通知をお読みいただく際には、次の点にご留意願います。

1. 業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手している情報に基づき合理的と判断する予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されています。従って、実際の業績は見通しと大きく異なる結果となる可能性があります。
2. 「当社グループ」とは、原則として当社及びその子会社からなる企業集団を意味しています。
3. 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。
4. △印はマイナスを示しています。

証券コード9101
2020年６月12日

株　主　各　位

東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
日　本　郵　船　株　式　会　社
代表取締役社長　長　澤　仁　志

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記の要領で開催いたしますので、ご案内申し上げます。

以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類（７ページから20ページまで）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日は会場への入場制限等の可能性もありますので、ご出席される株主様には、感染症予防措置を講じることとともに、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、なるべく書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

５ページ及び６ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使〕

５ページ及び６ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2020年６月26日（金曜日）午後５時までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）

２．場　　所　東京都千代田区丸の内二丁目３番２号
当社本店（郵船ビル）
開催日及び場所が例年から変更となっておりますので、お間違いのないようご注意願います。

3．会議の目的事項

報告事項　1．第133期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第133期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役８名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

※株主総会参考書類並びに招集通知に添付する事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、７ページから20ページまで及び25ページから44ページまでに記載のとおりです。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の中にございます「IRイベント」、「株主総会」のページ（https://www.nyk.com/ir/event/meeting/）に掲載し、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんが、本招集ご通知の添付書類と同じく監査報告を作成するに際し、監査役は以下の①～⑤を、会計監査人は以下の②～⑤を監査しております。

①事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項
- (i)　直前三事業年度の財産及び損益の状況とその推移
- (ii)　新株予約権等に関する事項
- (iii)　会計監査人に関する事項
- (iv)　業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

②連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

4．議決権の行使に関する事項

(1)　各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2)　議決権行使書面の郵送と電磁的方法（インターネット等）の双方により重複して議決権を行使された場合は、後者による議決権行使を有効としてお取扱いいたします。また、電磁的方法（インターネット等）によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効としてお取扱いいたします。

(3)　議決権を有する他の株主様１名を代理人として、当日代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

5．記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及びその他本招集ご通知の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトの「IR情報」の「IRイベント」、「株主総会」のページ（https://www.nyk.com/ir/event/meeting/）に掲載いたします。

以　上

議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

郵　送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年６月26日（金曜日）午後５時までに到着

電磁的方法（インターネット等）

当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限

2020年６月26日（金曜日）午後５時までに行使

株主総会ご出席

ご出席される場合は同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2020年６月29日（月曜日）午前10時

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

感染症拡大が懸念されるため、なるべく議決権の事前行使をお願いいたします。当日は会場への入場制限等の可能性もありますので、ご出席される株主様には、感染症予防措置を講じることとともに、ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.nyk.com/ir/event/meeting/

▌電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）。

●インターネットによる議決権行使方法について

⑴ スマートフォンによる方法
- 議決権行使書面に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
- セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。

⑵ パソコン、携帯電話による方法
- 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書面に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご使用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（オペレーター対応、受付時間：9:00～21:00）

その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

▌郵送による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です

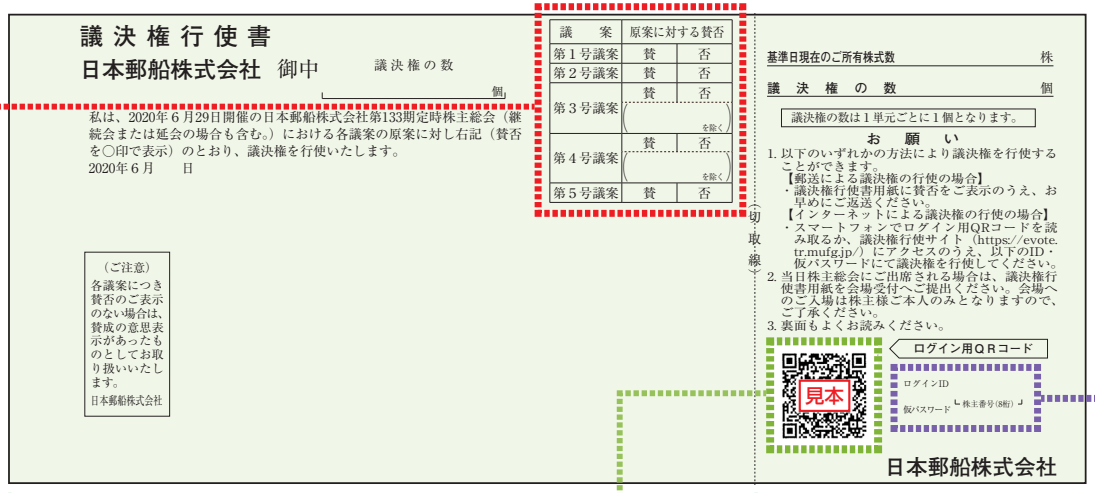

こちらを切り取ってご返送ください。

◆お手持ちのスマートフォンにて「議決権行使書」の副票（右側）に表示されているQRコードを読み取り、サイトにアクセスします。
◆**QRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。**

インターネットによる議決権行使に必要となる**〈ログインID〉**と**〈仮パスワード〉**が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第１・２・５号議案

- ▶**賛成の場合：**「賛」の欄に○印
- ▶**反対の場合：**「否」の欄に○印

第３・４号議案

- ▶**全員賛成の場合：**「賛」の欄に○印
- ▶**全員反対の場合：**「否」の欄に○印
- ▶**一部の候補者に異なる意思を表示される場合：**
  当該候補者の番号をご記入ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への安定的な利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えております。事業環境と市況の変動に耐え得る適正な内部留保の水準等も勘案し、当期の期末配当につきましては、１株につき20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき20円　総額3,391,288,560円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

１．変更の理由

(1) 船上キャッシュレス等の金融サービスの実現や洋上風力発電に関する事業展開等に対応し、当社グループが取り組む事業内容をより明確にするため、定款の目的に所要の変更を行い、また、その他、文言の変更及び項目の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。

(2) 大規模災害や感染症等の不測の事態においても、株主総会等の招集又は議事進行を円滑に行うことができるよう、所要の変更を行うものです。

(3) 業務執行の権限とそれに対する監督の区分をより明確にするため、経営委員から執行役員へと名称を変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．海上運送事業	１．海上運送事業
２．陸上運送事業	２．陸上運送事業
３．航空運送事業	３．航空運送事業
４．海運、陸運及び航空運送の取扱業及び代理業	４．海運、陸運及び航空運送の取扱業及び代理業
５．貨物利用運送事業	５．貨物利用運送事業
６．倉庫業、通関業及び物流業	６．倉庫業、通関業及び物流業
７．港湾運送事業	７．港湾運送事業
８．海上、陸上、航空複合運送事業並びにその取扱業及びその代理業	８．海上、陸上、航空複合運送事業並びにその取扱業及びその代理業
９．海洋開発に関する事業	９．海洋・洋上開発及び開発設備の建設に関する事業
10．船舶の売買	10．船舶の売買
11．船舶及び海洋構造物の建造、改修並びに物流に関するコンサルタント業務	11．船舶・海洋構造物・物流施設の建造、改修及び物流に関するコンサルタント業務
12．輸送情報処理に関する事業	12．輸送情報処理に関する事業
13．他の事業に対する貸付、保証及び投資	13．他の事業に対する貸付、保証及び投資
14．不動産の売買及び賃貸	14．不動産の売買、賃貸、開発、事業企画及びコンサルタント業務
15．マリン･レジャー施設の所有、貸借、管理及び経営	15．マリン･レジャー施設の所有、貸借、管理及び経営
16．旅行業及び両替業	16．旅行業及び両替業
17．石油製品、ガスその他の燃料、機械器具及びその他の物品の売買・製造・リース及び輸出入業	17．石油製品・ガスその他の燃料・機械器具その他の物品の売買、製造、リース及び輸出入業
18．労働者派遣事業及び構内作業請負業	18．労働者派遣事業及び構内作業請負業
（新設）	19．金融業及び保険業
19．前各号に附帯し又は関連する事業	20．前各号に附帯し又は関連する事業

現行定款	変更案
第３条～第12条　（条文省略）	第３条～第12条　（現行どおり）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第13条　（条文省略）	第13条　（現行どおり）
（招集者） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集する。	（招集者） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役が招集する。
第15条　（条文省略）	第15条　（現行どおり）
（議長） 第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役がこれに当たる。	（議長） 第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役がこれに当たる。
第17条～第20条　（条文省略）	第17条～第20条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会等	第４章　取締役及び取締役会等
第21条～第24条　（条文省略）	第21条～第24条　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役等） 第25条　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ２ 代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 ３ 取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役副会長１名を選定することができる。 ４ 取締役会は、その決議によって、代表取締役又は経営委員のうちから社長１名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役等） 第25条　当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ２ 代表取締役は、当会社を代表し、当会社の業務を執行する。 ３ 取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役副会長１名を選定することができる。 ４ 取締役会は、その決議によって、代表取締役又は執行役員のうちから社長１名を選定することができる。
（経営委員） 第26条　取締役会は、その決議によって、経営委員を選任し、当会社の業務の執行を担わせることができる。	（執行役員） 第26条　取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務の執行を担わせることができる。
第27条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
（取締役会の招集者） 第28条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を選定しない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の代表取締役が招集し、議長となる。	（取締役会の招集者） 第28条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長を選定しない場合又は取締役会長に事故があるときは代表取締役社長が、代表取締役社長を選定しない場合又は代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
第29条～第52条　（条文省略）	第29条～第52条　（現行どおり）

第３号議案　取締役８名選任の件

現任の取締役８名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、次の８名の取締役選任をお願いしたいと存じます。
引き続き、激変する事業環境に迅速かつ的確に対応するため取締役会の実質的な議論を活性化し、社外取締役の独立性を確保したうえで、その意思決定と業務執行の監督における実効性の向上を図ります。
候補者の生年月日、略歴、所有する当社株式の数、取締役候補者としたこと等の理由等は13ページから17ページまでに記載のとおりです。なお、次ページよりご参考として、取締役等の選任に係る当社の指針等を開示いたします。

候補者番号		候補者氏名	現在の当社における地位及び担当	在任期間	当期に開催の取締役会出席率
1	再任	ないとう ただあき 内藤　忠顕	取締役会長・会長経営委員	12年	100% (14回中14回)
2	再任	ながさわ ひとし 長澤　仁志	代表取締役社長・社長経営委員 ESG経営推進責任者	９年	100% (14回中14回)
3	再任	たかはし えいいち 髙橋　栄一	代表取締役・専務経営委員 チーフファイナンシャルオフィサー 経営企画本部長	４年	100% (14回中14回)
4	再任	はら だ ひろ き 原田　浩起	取締役・専務経営委員 一般貨物輸送本部長	１年	100% (11回中11回)
5	新任	ひぐらし ゆたか 日暮　豊	常務経営委員 チーフコンプライアンスオフィサー 総務本部長	—	—
6	再任 独立 社外	かたやま よしひろ 片山　善博	筆頭社外取締役	４年	100% (14回中14回)
7	再任 独立 社外	くにや ひろこ 国谷　裕子	社外取締役	３年	93% (14回中13回)
8	再任 独立 社外	た なべ えいいち 田邊　栄一	社外取締役	１年	100% (11回中11回)

（注）原田浩起氏、田邊栄一氏の出席状況につきましては、2019年6月19日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

コーポレートガバナンスに関連する指針等の一部を以下にご参考として開示いたします。

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

取締役会は、実質的な議論を活発に行い意思決定の質を確保したうえで、迅速な意思決定を継続して推進していく効率的な規模として、当面は９名前後、うち独立性基準に基づく社外取締役３名前後を適当と考える。

取締役会は、当社グループが行う海運・物流業を中核としてグローバルに展開する事業に精通した十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定の数の独立社外取締役により構成する。

その構成については、多様性と専門性の確保、及び構成員の知識・経験・能力のバランスに配慮する。社内取締役については、各事業の運営に強みを発揮できる人材と、全社的経営管理に適した人材のバランスにも留意する。取締役会は、各取締役の管掌・担当業務等を取締役会において決議し、その役割と責任を明らかにする。

役員等の選任指名等に関する方針・手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名にあたり、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。社内取締役の候補者については、取締役会議案の審議に必要な広範な知識、経験及び実績を備えていること、管掌部門の課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることを重視する。また、すべての取締役候補者の指名において、当社の経営に求められる資質と機能を具体的に整理し、取締役会を構成する上で必要かつ適当と考えられる候補者は、その構成員としてそれぞれ求められる資質と機能を充足することを条件とする。当社は、経営陣幹部及びその在任の適否並びに経営委員の選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用し、経営委員に選任された者は、経営陣幹部候補者であることを認識し、代表取締役その他の業務執行取締役から権限の委任を受けて重要な業務を執行し、その経験を基に能力と知見を研鑽・練磨するものとする。

当社は、監査役候補者の指名にあたり、企業経営における監査及び監査役の機能の重要性を認識し、候補者の人格及び見識等を十分考慮のうえ、監査役として職務と責任を全うできる適任者を候補者として推薦する。

また、当社は社外役員の独立性に関する判断基準を別途定め、同基準を満たす社外取締役候補者及び社外監査役候補者を推薦する。

【手続】

取締役候補者は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において決定する。

監査役候補者は、社長が推薦し、株主総会への選任議案提出に対する監査役会の同意を得て、取締役会において決定する。

経営委員は、社長が選考し、指名諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において選任する。

社長をはじめとする現任の経営陣幹部については、必要に応じて、指名諮問委員会において会社の業績その他の経営又は業務執行に関する一定の評価等に基づき、その職階（役位）にあることの適否を協議した上で、取締役会において諮ることとする。

（注）本定時総会終了後に経営委員は執行役員へと名称が変更される予定です。

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

（目的）
第１条　本基準は、日本郵船株式会社（以下、当社という。）における社外取締役候補者及び社外監査役候補者の推薦に関する独立性基準を定めることを目的とする。

（社外取締役）
第２条　社外取締役候補者は、取締役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第４条各号に該当しない者の中から推薦する。
⑴ 当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
⑵ 会社法第331条第１項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
⑶ 会社法第２条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者
⑷ 当社取締役の在任期間が８年を超えない者

（社外監査役）
第３条　社外監査役候補者は、監査役会の構成員の多様性も考慮のうえ、以下の各号に定める条件を満たす者であり、第４条各号に該当しない者の中から推薦する。
⑴ 当社の監査業務遂行に資する幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する者
⑵ 会社法第335条で準用する同法第331条第１項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者
⑶ 会社法第２条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者

（社外役員の独立性）
第４条　以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。
⑴ 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％を超える株式を保有する者）又はその業務執行者である者
⑵ 当社の主要な借入先（当社による借入額が連結総資産の２％を超える借入先）又はその業務執行者である者
⑶ 当社を主要な取引先（当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の２％超）とする者又はその業務執行者である者
⑷ 当社の主要な取引先（取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の２％超）又はその業務執行者である者
⑸ 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
⑹ 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の２％を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
⑺ 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の２％を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
⑻ 過去３年間において、上記（1）から（7）のいずれかに該当していた者
⑼ 上記（1）から（8）のいずれかに該当している者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族
⑽ 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
⑾ 過去３年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
⑿ 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

コーポレートガバナンスに関連する指針等につきましては、インターネット上の次のページ（https://www.nyk.com/profile/gvn/guideline/）よりご参照ください。

所有する当社株式の数
46,013株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

1 内藤（ないとう） 忠顕（ただあき） （1955年９月30日生）

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年４月	当社入社
2004年４月	当社石油グループ長
2005年４月	当社経営委員
2007年４月	当社常務経営委員
2008年６月	当社取締役・常務経営委員
2009年４月	当社代表取締役・専務経営委員
2013年４月	当社代表取締役・副社長経営委員
2015年４月	当社代表取締役社長・社長経営委員
2019年６月	当社取締役会長・会長経営委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

一般社団法人日本船主協会会長
三菱倉庫株式会社社外取締役
（2020年６月就任予定）

取締役候補者としたこと等の理由

2008年に当社取締役に就任以降、2015年から業務の統理者である社長を務め、技術力による競争力強化を推進し、透明性と実効性あるガバナンスを追求するとともに中期経営計画を策定し、流動性の高い経営環境において事業の再編・選択と集中を実行してきました。2019年より取締役会議長である会長を務めておりますところ、取締役会の実効性と持続的な企業価値の向上を図り当社グループの経営を監督するため、引き続き取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
28,648株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

2 長澤（ながさわ） 仁志（ひとし） （1958年１月22日生）

再任

略歴、当社における地位及び担当　ESG経営推進責任者

1980年４月	当社入社
2004年４月	当社LNGグループ長
2007年４月	当社経営委員
2009年４月	当社常務経営委員
2011年６月	当社取締役・常務経営委員
2013年４月	当社代表取締役・専務経営委員
2018年４月	当社代表取締役・副社長経営委員
2019年６月	当社代表取締役社長・社長経営委員（現在に至る）

取締役候補者としたこと等の理由

2011年に当社取締役に就任以降、エネルギー輸送本部長等を経て、2019年から業務の統理者である社長を務めております。LNG事業の上流権益、海洋事業やグリーンビジネスなどの新規事業への参画を推進し、自動車輸送部門やドライバルク輸送部門の収益性の安定に尽力するとともに、中期経営計画の着実な実行とESG経営の浸透を図ってきました。中期経営計画に基づき事業収益性の安定と向上を実現するため、引き続き取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
19,975株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

3 髙橋（たかはし） 栄一（えいいち）（1958年10月14日生） 再任

■略歴、当社における地位及び担当　チーフファイナンシャルオフィサー
経営企画本部長

1982年４月　当社入社
2010年４月　当社主計グループ長
2012年４月　当社経営委員
2016年４月　当社常務経営委員
2016年６月　当社取締役・常務経営委員
2018年４月　当社取締役・専務経営委員
2019年６月　当社代表取締役・専務経営委員（現在に至る）

取締役候補者としたこと等の理由
2016年に当社取締役に就任以降、主に企画・主計・財務関連部門を担当し、現在は専務経営委員としてチーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長を務めております。中期経営計画を着実に実行し資本効率を重視した最適な財務戦略と事業再編を推進するとともにグループ経営の強化を図るため、引き続き取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
7,646株

当期に開催の取締役会出席率
100%（11回中11回）

4 原田（はらだ） 浩起（ひろき）（1960年９月21日生） 再任

■略歴、当社における地位及び担当　一般貨物輸送本部長

1983年４月　当社入社
2011年４月　当社バルク・エネルギー輸送統轄グループ長
2014年４月　当社経営委員
2018年４月　当社常務経営委員
2019年４月　当社専務経営委員
2019年６月　当社取締役・専務経営委員（現在に至る）

（注）原田浩起氏の出席状況につきましては、2019年6月19日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

取締役候補者としたこと等の理由
2019年に当社取締役に就任以降、主に一般貨物輸送部門を担当し、現在は専務経営委員として一般貨物輸送本部長を務めております。定期コンテナ船事業の安定化、再編後の物流事業と港湾事業の強化及び貨物航空事業の収益性の改善のため、引き続き取締役候補者としました。

5 日暮（ひぐらし） 豊（ゆたか） （1963年２月２日生）

新任

略歴、当社における地位及び担当　チーフコンプライアンスオフィサー
総務本部長

1985年４月	当社入社
2014年４月	当社法務グループ長
2016年４月	当社経営委員
2020年４月	当社常務経営委員（現在に至る）

所有する当社株式の数
6,986株

取締役候補者としたこと等の理由
2016年に当社経営委員に就任以降、主に総務・人事・法務関連部門を担当し、現在は常務経営委員としてチーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長を務めております。多様な人材の活躍を促進するとともに、遵法体制を整備し、当社グループのガバナンスと内部統制の浸透と強化を図るため、新たに取締役候補者としました。

6 片山（かたやま） 善博（よしひろ） （1951年７月29日生）

再任　独立　社外

略歴、当社における地位及び担当

1974年４月	自治省入省
1998年12月	同省退官
1999年４月	鳥取県知事
2007年４月	同上退任 慶應義塾大学教授
2010年９月	総務大臣就任
2011年９月	同上退任
2016年６月	当社社外取締役
2017年３月	慶應義塾大学教授退任
2017年４月	早稲田大学公共経営大学院 教授（現在に至る）
2019年６月	当社筆頭社外取締役 （現在に至る）

重要な兼職の状況
早稲田大学公共経営大学院教授

所有する当社株式の数
12,996株

当期に開催の取締役会出席率
100%（14回中14回）

社外取締役候補者としたこと等の理由
自治省（現総務省）において要職を歴任し、2010年から2011年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
5,091株

当期に開催の取締役会出席率
93%（14回中13回）

7 国谷（くにや） 裕子（ひろこ）（1957年２月３日生）

再任 独立 社外

略歴、当社における地位及び担当

1981年４月	日本放送協会（NHK）総合テレビ「７時のニュース」英語放送アナウンサー・ライター、「NHKスペシャル」リサーチャー
1987年７月	日本放送協会（NHK）衛星放送「ワールド・ニュース」キャスター
1993年４月	日本放送協会（NHK）総合テレビ「クローズアップ現代」キャスター
2016年４月	東京藝術大学理事（非常勤）（現在に至る）
2017年６月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

東京藝術大学理事（非常勤）
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授

社外取締役候補者としたこと等の理由
キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
0株

当期に開催の取締役会出席率
100%（11回中11回）

8 田邊（たなべ） 栄一（えいいち）（1953年９月16日生）

再任 独立 社外

略歴、当社における地位及び担当

1978年４月	三菱商事株式会社入社
2001年５月	同社退社、株式会社ローソン取締役就任
2005年３月	同社代表取締役副社長執行役員（CFO）就任
2007年６月	同上退任 三菱商事株式会社入社
2008年４月	同社執行役員
2012年４月	同社常務執行役員
2016年４月	同社副社長執行役員 コーポレート担当役員
2016年６月	同社代表取締役副社長執行役員
2018年３月	同社取締役
2018年６月	同上退任 同社顧問就任 （2020年６月退任予定）
2019年６月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

SMBC日興証券株式会社社外取締役

（注）田邊栄一氏の出席状況につきましては、2019年6月19日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

社外取締役候補者としたこと等の理由
三菱商事株式会社の取締役副社長執行役員等を歴任した豊富な経営と業務執行の監督の経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）三菱商事株式会社と当社との間の取引額は双方から見て売上高の１%未満です。

（注1） 各取締役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

（注2） 片山善博氏、国谷裕子氏及び田邊栄一氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。３氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、12ページをご覧ください。）。また、田邊栄一氏が2018年６月まで取締役を務め、現在顧問に就任している三菱商事株式会社と当社との間の取引額は双方から見て売上高の１％未満です。社外取締役候補者が業務を執行する又は社外役員を兼任するなどのその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

（注3） 再任の社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、片山善博氏が４年、国谷裕子氏が３年、田邊栄一氏が１年となります。

（注4） 当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた現行定款第34条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。片山善博氏、国谷裕子氏及び田邊栄一氏の選任が承認された場合は、当社は各氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役 山口廣秀氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
また、監査役 兼元俊徳氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます。
つきましては、次の２名の監査役選任をお願いしたいと存じます。なお、桑原聡子氏は兼元俊徳氏の補欠として選任されますので、当社定款の定めにより、その任期は兼元俊徳氏の任期が満了する時までとなります。
本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

所有する当社株式の数
0株

1　中曽（なかそ）　宏（ひろし）　（1953年10月12日生）

新任　独立　社外

略歴

1978年４月	日本銀行入行
2003年５月	同行金融市場局長
2008年11月	同行理事
2013年３月	同行副総裁
2018年３月	同上退任
2018年７月	株式会社大和総研理事長（現在に至る）

重要な兼職の状況

株式会社大和総研理事長
東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター特任教授
一般社団法人東京国際金融機構代表理事／会長

社外監査役候補者としたこと等の理由
日本銀行において副総裁を務めた経歴を有し、同行における豊富な実務経験を通じて培われた金融・経済分野全般に関する幅広い知見と、金融システム、市場取引、国際金融に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場より、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、新たに社外監査役候補者としました。

所有する当社株式の数
0株

2 桑原（くわばら） 聡子（さとこ） （1964年11月1日生）

新任 独立 社外

略歴

1990年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
1990年4月	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
1998年1月	森・濱田松本法律事務所パートナー
2020年3月	同上退任
2020年4月	外苑法律事務所パートナー（現在に至る）

重要な兼職の状況

外苑法律事務所パートナー
株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役
株式会社ユニカフェ社外監査役

社外監査役候補者としたこと等の理由
弁護士としての活動を通じた主に企業法務・金融法務分野における豊富な実務経験と法律に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場より、当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、兼元俊徳氏の補欠として社外監査役候補者としました。

（注1） 各監査役候補者と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

（注2） 中曽宏氏及び桑原聡子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。両氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しており、各氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、12ページをご覧ください。）。中曽宏氏が理事長を務める株式会社大和総研と当社の間に取引関係はありません。桑原聡子氏がパートナーを務めていた森・濱田松本法律事務所と当社の間の取引は1,000万円を大きく下回り、同事務所からの当社の売上はありません。また、同氏がパートナーを務める外苑法律事務所と当社の間に取引関係はありません。社外監査役候補者が業務を執行する又は社外役員を兼務するなどのその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

（注3） 当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき定めた現行定款第44条により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。中曽宏氏及び桑原聡子氏の選任が承認された場合は、当社は両氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の数を欠くこととなる場合に備え、全社外監査役の補欠として、補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。本議案が決議された場合、その決議が効力を有する期間は、決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

所有する当社株式の数
0株

松井（まつい）　道夫（みちお）　（1953年３月22日生）

独立　社外

略歴

1976年４月	当社入社
1987年３月	当社退社
1987年４月	松井証券株式会社入社
1988年12月	同社取締役
1990年10月	同社常務取締役営業本部長
1995年６月	同社代表取締役社長（現在に至る。2020年６月28日をもって退任予定）

重要な兼職の状況

松井証券株式会社代表取締役社長（2020年６月退任後は同社顧問に就任予定）

補欠監査役候補者としたこと等の理由

法令に定める監査役の数を欠くこととなる場合、全社外監査役の補欠として、企業経営及び金融分野における豊富な実務経験を通じて培われた知見と専門性をもとに、客観的・独立的な立場から当社の業務執行に対する適切な監査に寄与いただけると判断したことから、補欠監査役候補者としました。

（注1）　松井道夫氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

（注2）　松井道夫氏は補欠の社外監査役の候補者であり、当社の「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしております。同氏につきましては、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。同氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ます（「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」につきましては、12ページをご覧ください。）。同氏が代表取締役社長を務める松井証券株式会社と当社の間に取引関係はありません。

（注3）　松井道夫氏は1976年から1987年にかけて11年間当社の従業員であり、当社を退職後33年以上経過しております。

（注4）　当社と各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた定款第44条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。松井道夫氏の選任が承認され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結いたします。

（注5）　松井道夫氏の補欠監査役選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

以　上

（ご参考）当社のコーポレートガバナンスに関する取組み等

機関設計の形態	監査役会設置会社		
取締役の員数	2018年６月：９名 （うち独立社外３名）	2019年６月：８名 （うち独立社外３名）	2020年６月（予定）：８名 （うち独立社外３名）（候補）
監査役の員数	４名（うち独立社外２名）（候補）		
取締役の任期	１年		
取締役会の諮問機関	指名諮問委員会、報酬諮問委員会（委員長は筆頭社外取締役）		
取締役の中期的な企業価値向上へのインセンティブ	2016年６月定時株主総会決議で、取締役・経営委員を対象に、中期経営計画・期初の連結業績予想の達成度及び前年度実績比等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度を導入 同総会決議に基づき2019年３月取締役会決議で、同制度の３年間の延長を決議		

2008年	・社外取締役２名を選任 ・取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に即応できる体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮
2010年	・社外役員全員を、国内の金融商品取引所が定める独立役員として届出
2015年	・コーポレートガバナンスに関連する指針等（コーポレートガバナンス・ガイドライン、取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方、役員等選任指名方針・手続、社外役員候補者の推薦に関する独立性基準、役員等報酬決定方針・手続）の作成・整備
2016年	・取締役会の実効性に係る自己評価アンケートを実施（継続） ・付議基準の改定と経営委員会への権限委譲等の具体的な施策を実行 ・社外取締役３名（１名増員）、取締役の総員数12名(１名減員) ・取締役及び経営委員（社外取締役及び一部経営委員を除く）に対し、業績連動型株式報酬の導入 ・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の設置
2017年	・筆頭社外取締役を設置 ・取締役の総員数11名(１名減員)
2018年	・公正性の確保のため、取締役会の実効性に係る自己評価の集計、分析等に外部機関を起用 ・取締役の総員数９名(２名減員)
2019年	・コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い、役員等の選任指名等に関する方針・手続等の改定 ・当社グループのガバナンス強化のため、内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会を新設 ・グループ会社全社を対象に、法令遵守の総点検を実施
2020年	・独立役員比率1/3超の体制を継続（取締役で37.5%、役員全体では41.7%、６月予定） ・透明性を高めるため、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を社外取締役に変更 ・当社の独立性基準に、社外取締役の在任期間に関する規定を追加 ・より機動的かつ透明性の高い意思決定ができるよう、プロセスの見直し及び経営会議の設置 ・取締役会でのより実質的・本質的な議論の活性化のため、業務執行状況報告の方法を見直し

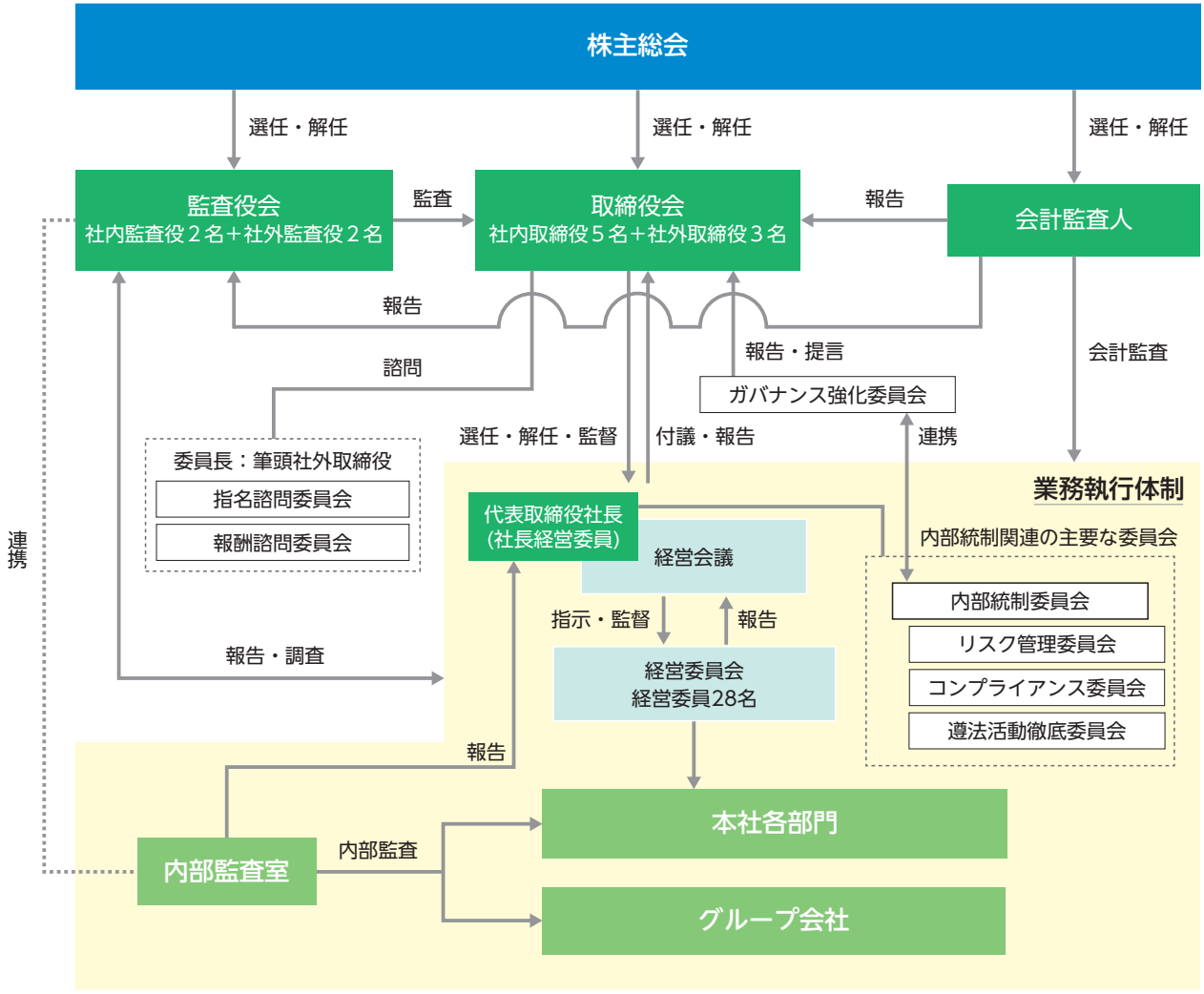

（注）取締役及び監査役の員数は本定時株主総会後の予定です。また、本定時株主総会終了後に経営委員は執行役員へと名称が変更される予定です。

取締役会の実効性向上

当社は、2016年より、取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全役員を対象に実効性に係る自己評価の記名式アンケートを継続して実施しています。

そのアンケート結果を踏まえ、以前より取り組んでいる適切な審議の確保のための施策や重要案件の事前説明等に加え、各部門におけるリスクを適時適切に管理・対応するための報告体制の整備等を進めています。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会や内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会に加え、機動的かつ透明性の高い意思決定を行い、より実質的な議論を行うために経営会議を設置するなど、取締役会の監督機能を強化するとともに、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築し、企業価値の継続的な向上を推進していきます。

主要財務ハイライト（連結）

1. 業績の推移

(1) 売上高

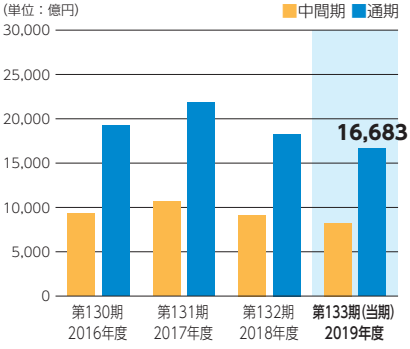

(2) 経常損益

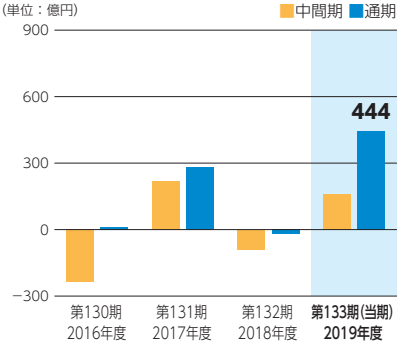

(3) 親会社株主に帰属する当期純損益

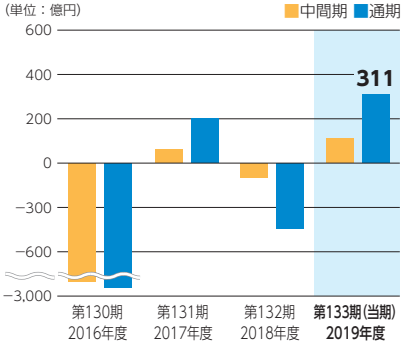

(4) 総資産

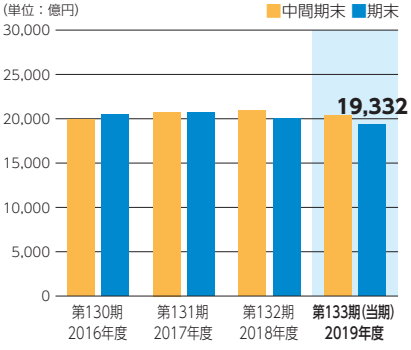

(5) 株主資本・自己資本比率

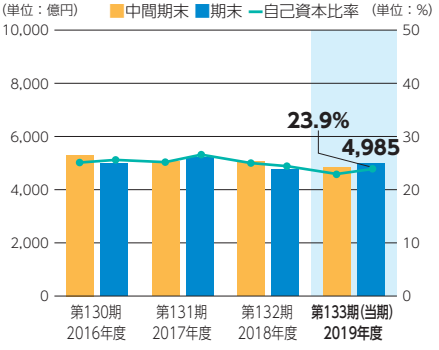

(6) 有利子負債自己資本比率（D/E Ratio）

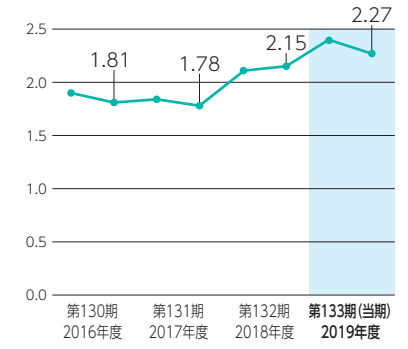

為替レートの推移（ご参考）

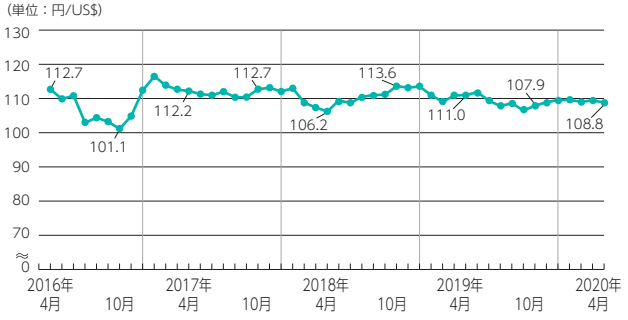

消費燃料油価格の推移（ご参考）

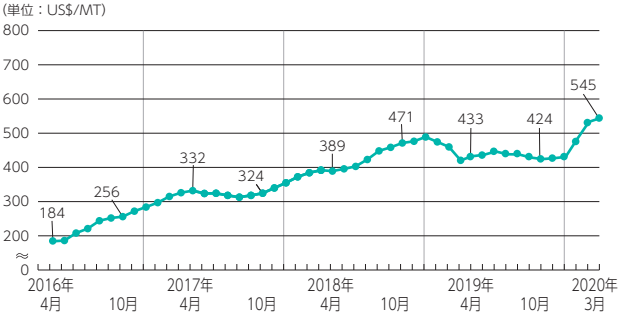

（注）為替レート・消費燃料油価格とも、当社社内値（表示単位未満を四捨五入）です。

2. 事業部門別業績

連結売上高構成比
（当期）

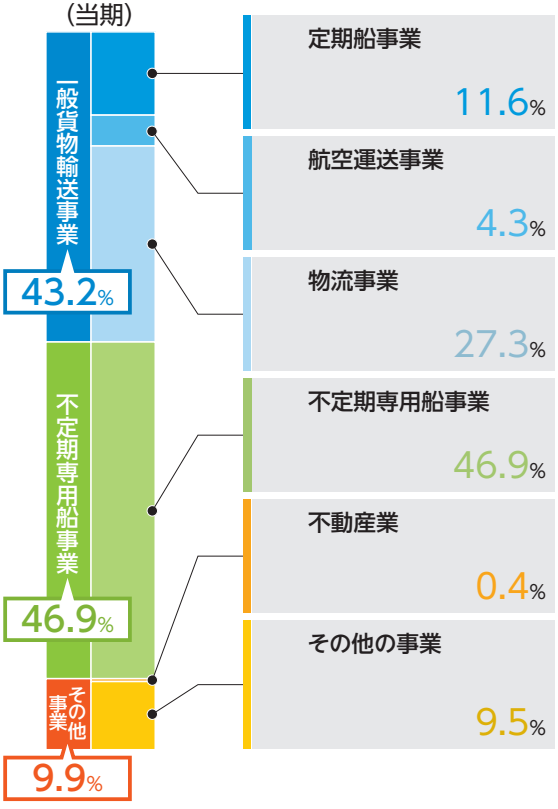

（単位：億円）

		第130期 2016年度	第131期 2017年度	第132期 2018年度	第133期（当期） 2019年度
定期船事業	売上高	5,859	6,914	2,863	**2,022**
	経常損益	△127	108	△264	**134**
航空運送事業	売上高	819	978	567	**751**
	経常損益	26	18	△159	**△155**
物流事業	売上高	4,613	5,123	5,258	**4,763**
	経常損益	76	23	77	**47**
不定期専用船事業	売上高	7,177	7,956	8,413	**8,198**
	経常損益	△41	96	337	**441**
不動産業	売上高	94	79	76	**73**
	経常損益	120	26	27	**25**
その他の事業	売上高	1,466	1,723	1,881	**1,656**
	経常損益	△14	31	30	**17**

3. 事業部門別資産

（単位：億円）

		第130期 2016年度	第131期 2017年度	第132期 2018年度	第133期（当期） 2019年度
一般貨物輸送事業	定期船事業	4,019	4,053	3,618	**2,969**
	航空運送事業	530	773	641	**632**
	物流事業	2,551	2,779	2,818	**2,816**
	不定期専用船事業	12,693	12,560	12,853	**12,698**
その他事業	不動産業	562	588	573	**549**
	その他の事業	2,099	1,952	1,717	**1,590**
計		22,457	22,707	22,222	**21,255**
調整額		△2,015	△1,991	△2,205	**△1,923**
連結		20,441	20,716	20,017	**19,332**

（注1）事業部門間の内部取引高消去前の数字です。
（注2）事業部門別資産の調整額の内容は、事業部門間の取引に係る債権、資産の調整及び全社資産です。なお、全社資産の主なものは当社での余剰運用資金（現金及び預金）です。

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 当社グループの現況に関する事項

⑴ 当社グループの事業の経過及びその成果

① 当期の業績

当期の世界経済は、全体としては成長率の低下が鮮明となりましたが、米国では好調な労働環境を背景に個人消費が景気を支え、景気拡大は継続しました。欧州経済は個人消費が底堅く推移したことで、低成長ながら景気の底割れは防げました。また中国では米中貿易摩擦の影響による将来不安の高まりから民間の固定資産投資や家計消費が低調となりましたが、政策対応により景気失速は回避されました。新興国経済は特にインドが個人消費の不振により成長率の低下が顕著となりました。日本経済も低水準の成長に止まりました。加えて、下期後半から新型コロナウイルスの流行により、世界各地で経済活動が停滞しました。また、来期以降も世界経済には不透明感が増しています。

このような事業環境のもと、航空貨物事業における161億円の特別損失の計上等があったものの、定期船事業における収益改善及び不定期専用船事業における安定収益の積上げにより、当期の連結業績は、売上高１兆6,683億円（前期比8.8%減）、営業利益386億円（同249.1%増）、経常利益444億円、親会社株主に帰属する当期純利益311億円と前期と比べて減収となりましたが、利益を計上しました。

② 各事業部門の概況

●一般貨物輸送事業

定期船事業

コンテナ船部門では、Ocean Network Express Pte. Ltd.（ONE）は、主要航路全般において荷動きが好調ななか、第3四半期の季節的な需要減少や米中貿易摩擦による伸び悩みはあったものの、前年度比で積高が大幅に改善しました。また、統合シナジー効果の積上げ、貨物構成・プロダクト（航路・投入船）の最適化、需要減少期の減便などの収支改善策を実施しました。移行直後の積高の落込みや定期コンテナ船事業の移行に伴う多額の一時費用が発生した前年度に比べ、当期は収支が大幅に良化しました。

国内・国外ターミナルでは、取扱量が前年を下回り、また、前年度末に北米港湾荷役子会社を売却したことにより、前期と比べて減収減益となりました。

定期船事業全体の業績は、前期と比べて減収となりましたが、利益を計上しました。

航空運送事業

航空運送事業では、米中貿易摩擦の影響により航空貨物需要が引き続き低迷するなか、日本貨物航空㈱（NCA）の過去の不適切整備に関する改善計画に沿って機材は稼働したものの、整備費用の増加等により、前年度並みの損失となりました。新型コロナウイルスの流行により国際旅客便が大幅に運休・減便されたため第４四半期後半から需給が逼迫しました。

物流事業

航空貨物輸送（フォワーダー業）は、仕入運賃改善や業務効率化による費用削減を進めたものの、低調なマーケットを背景に特に日本やアジアでの需要が低迷、取扱量が減少しました。海上貨物輸送（フォワーダー業）は、機動的なマーケティング戦略に基づく荷量調整を行い収支は一定の改善を見せましたが、米中貿易摩擦や香港の不安定な情勢及び新型コロナウイルスの流行等を背景に取扱量が減少しました。ロジスティクス事業は、欧州や米州での採算性改善が見込まれる一方、東南アジアの収支向上に時間を要しています。国内物流部門では、内航船事業や国内倉庫事業は概ね堅調に推移しました。これらの結果、物流事業全体の業績は前期と比べて、減収減益となりました。

●不定期専用船事業

自動車輸送部門では、全体として完成車海上輸送台数が伸び悩むなか、三国間航路を中心とした配船合理化や選択的な貨物集荷の取組みを進め、輸送効率を高めました。また、ESG経営の一環としてLNGを主燃料とする環境性能の高い自動車専用船２隻の建造を決定しました。自動車物流部門では、事業ポートフォリオの再編に着手しトルコ・エジプトで新規事業を開始、また中国・中央アジア間の鉄道輸送などグループネットワークを活かした新たな物流提案を行うなど、事業基盤の強化と成長分野の事業拡大を図りました。

ドライバルク輸送部門では、新造船の竣工数は船舶の解撤数を上回りましたが、本年１月からの環境規制の強化に備えたケープサイズを中心とする入渠船の増加が、供給を引き締めました。鉄鉱石の荷動きは前年度末に発生したブラジル及び西豪州での出荷障害から回復し、石炭・穀物の荷動きも堅調に推移し上期は市況が上昇したものの、雨季の早期到来によりブラジル出しの鉄鉱石を中心に出荷が減少しました。第４四半期は新型コロナウイルスの流行による経済活動の停滞が市況を下押ししましたが、先物取引（Freight Forward Agreement）を用いた収入の固定化の取組みにより、市況下落の影響は限定的でした。このような環境の下、引き続き長期契約の獲得に努めるとともに、効率的な運航の徹底を進めるなどコスト削減と収支の向上に努め、また、高コストの傭船の期限前返船を進めました。

エネルギー輸送部門では、VLCC（大型タンカー）は中

東ホルムズ海峡付近で発生したタンカー攻撃事故やサウジアラビアの石油施設への無人機による攻撃等、中東への配船リスクが高まりました。上期末から市況は一時急騰しその後は落ち着きましたが、冬場の需要期入りしたことで再び上昇しました。季節的な調整局面入りした下期後半には、新型コロナウイルスの流行による経済活動の停滞がエネルギー需要を後退させる懸念が高まった一方、OPECの協調減産の枠組が決裂したことによる原油価格の急落を受けて貯蔵目的で船腹需要が高まり市況が急騰するなど市況は非常に不安定な動きとなりました。石油製品タンカーも原油急落の影響から同様に市況は高騰し、LPG船は米国出しアジア向けの好調な荷動きに加えて、米中貿易摩擦による商流変更により海上輸送トンマイルも増加し、市況を大きく押し上げました。LNG船は当期中に新造船が３隻竣工し、安定的な収益を生む長期契約に支えられて順調に推移し、また海洋事業はFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）、ドリルシップが順調に稼働しました。

不定期専用船事業全体の業績は、前期と比べて減収増益となりました。

●その他事業

不動産業

不動産業では、市況は引き続き堅調であったものの、物件売却により賃貸収入が減少したこともあり、前期と比べ若干の減収減益となりました。

その他の事業

その他の事業は、船舶用資材販売等が振るわなかったものの、燃料油や化学品製品の販売が好調でした。飛鳥Ⅱクルーズは、上期は総じて堅調でしたが、下期後半の改装のための入渠による不稼働と新型コロナウイルスの流行による本年３月からのクルーズ催行の中止が、クルーズ販売に影響しました。

詳細につきましては、前述の「事業部門別業績」（24ページ）をご参照ください。

③ 安全と環境技術への取組み

船舶の安全運航と環境の保護は、当社グループの経営の根幹を成すものです。独自の安全監査NAV9000、自社開発した船舶安全管理システムNiBiKi、現場の安全を支えるニアミス3000活動、乗組員の相互扶助による安全文化の醸成を目指すPOWER+Project等を推進することにより、引き続き環境保護にも貢献する安全・確実な海上輸送を実現します。

当社は安全運航を担う大きな柱の一つとして、現場の人材（船員）を掲げており、長年培ってきた船員教育のノウハウを活かした当社独自の教育プログラムのもと、E-Learning等も活用しながら多様な国籍の船員を育成しています。特に世界的な船員供給国であるフィリピンにおいては、商船大学や先進機材を備えた研修所での教育を通し、高度な運航技術を要するLNG船やVLCC等の幹部職員まで幅広く優秀な船員の育成と確保に努めています。

当社グループでは、㈱MTIを核として、安全運航や環境保護に資する研究開発に積極的に取り組んでいます。ビッグデータの活用、船内プラントの状態監視・故障予知、自律操船等の研究開発や船舶におけるサイバーセキュリティ強化等に幅広く対応しています。これらの課題に対し、将来の業界スタンダードを目指し、子会社である㈱日本海洋科学を中心に当社グループとして、国内外の船級協会やパートナーとも協力しながら、顧客や取引先も含めたESG経営の推進に貢献できるよう常に最先端の研究を行っています。

⑵ 当社グループの資金調達及び設備投資の状況

当社グループの当期の所要資金は、主に自己資金及び金融機関からの借入れで賄いました。当期末の有利子負債残高（社債等を含む。）は、前期末比36億円増加し１兆498億円となりました。当社グループは、不定期専用船事業を中心に全体で1,392億円の設備投資を実施しました。定期船事業及び不定期専用船事業において、船舶を中心にそれぞれ56億円及び1,064億円、航空運送事業において航空機などに169億円、物流事業において輸送機器や物流施設・設備などに77億円、不動産業において12億円、その他の事業において８億円の設備投資を実施しました。

⑶ 当社グループの対処すべき課題

新型コロナウイルスの流行に伴い、世界的な景気後退が懸念されており、先行きの不透明な状況が見込まれます。当社グループを取り巻く事業環境も厳しくなることが予想され、予断を許さない状況に継続して注視する必要があります。

このような状況下、当社グループでは、常に変動し得る事業環境と社会情勢にも対応しつつ、中長期的な経営方針として、次の経営課題に取り組んでいます。

① 安定と成長の戦略

当社グループは、“Bringing value to life.”の基本理念のもと、10年後のありたい姿としてのビジョンの実現に向け、2018年度からの中期経営計画“Staying Ahead 2022 with Digitalization and Green”を進めています。

中期経営計画では、ボラティリティへの耐性強化と事業成長・収益力向上に取り組んでいます。３つの基本戦略である「ポートフォリオの最適化」「運賃安定型事業の積み

上げ」及び「効率化と新たな価値創出」に沿った形で、既存事業の拡充に加えて情報技術・環境分野を中心とした新規事業の実現と成長分野への投資を実施してきました。

「ポートフォリオの最適化」では、市況耐性の高い事業運営を目指しています。ドライバルク輸送部門は、引き続き、市況耐性への強化のために事業の構造改革を進め、市況エクスポージャー管理を行っています。定期船事業においては、コンテナ船事業統合会社ONEの収支が黒字化しましたが、引き続き収益の安定に取り組みます。

「運賃安定型事業の積み上げ」では、物流部門・自動車船部門・自動車物流部門において、ネットワークの充実と高品質かつ競争力のあるサービスの強化を図っています。グループの経営基盤であるヒト、モノ、IT、資金を活かした営業力強化とともに、デジタル技術を活用した輸送・荷役の効率化と環境対策に取り組んでいます。また、LNG部門・海洋事業部門では、案件を厳選したうえでの投資を継続しています。環境規制が強化されるなか、世界で先行する船舶用LNG燃料の供給・販売事業をさらに促進するとともに、変化するエネルギー需要を捉え、新たなニーズに対応する新規事業にも取り組んでいきます。

「効率化と新たな価値創出」としては、従来より技術研究開発を通じオペレーション効率化を進めてきましたが、“Digitalization and Green” による技術力・情報力・ネットワーク力により、次世代の成長分野を切り拓いています。サプライチェーン全体の最適化や、船上キャッシュレス事業を展開するMarCoPayなど、最新のデジタル技術を駆使した効率性の追求により新たな価値創出を図ります。また、環境問題への対応が、当社グループの最重要課題の一つと認識しています。船舶燃料へのSOx規制強化にも着実に対応し、新造船に適用されるNOx対応も進めています。また、輸送におけるCO_2排出の削減及び再生可能エネルギーをテーマに次世代に向け、多様なグリーンビジネスの実現に取り組んでいます。

これらの事業戦略の遂行や次世代の成長分野への積極的な取組みにより、将来のキャッシュ・フローをより確かなものとし、資本効率とROE（自己資本利益率）を向上させ、企業価値・社会価値の持続的な創出に全力で取り組みます。

② ESG（環境・社会・ガバナンス）への取組み

当社グループは、ESGが企業経営の根幹であるとの認識のもと、「安全」「環境」「ガバナンス」「人材」についても最重要課題と位置付け、事業を通じて社会課題の解決に貢献すべく積極的に取り組んでいます。

船舶の運航などのオペレーションの安全性は当社グループの根本的な事業基盤であり、安全推進活動に継続して取り組みます。また、環境保全に関しては、パリ協定をふまえた温暖化防止に向けた取組みとして、船舶から排出されるCO_2排出量の中長期削減目標を策定しています。最適運航のさらなる深度化や重油に代わる新燃料としてCO_2・SOx・NOx排出量削減が可能となるLNG燃料への転換や、脱炭素化に向けた次世代燃料の研究を積極的に進めます。バラスト水処理装置の搭載や燃料油に含まれる硫黄分の規制強化への対応を継続するとともに、シップリサイクルなどの様々な環境規制への対応に取り組みます。

グループ経営の健全性と透明性をより高めるために、内部統制の強化、グループガバナンスの一層の充実等を図り、積極的な情報開示に努めます。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を社外取締役とし、内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会による活動に加え、機動的な意思決定に基づき適切に業務を執行するために経営会議を設置するなど、取締役会の監督機能の強化につながる実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に努めています。

さらに、当社グループの基本理念である “Bringing value to life.” を支える “NYKグループ・バリュー”（誠意・創意・熱意）の実践を通じて、誇りを持って働ける職場づくりの実現を目指し、多様な人材が活躍できる環境整備を進めます。当社グループは、中期経営計画においてESGの経営戦略への統合を掲げており、事業活動を通して、国連で採択された持続可能な開発目標の達成や社会・環境課題の解決に貢献します。

③ 遵法の徹底

当社グループは、引き続き遵法の徹底を最重要事項と位置付けています。昨年度は、NCAが国土交通大臣から事業改善命令及び業務改善命令を受けたことをふまえ、同社のみならずグループ全体のガバナンスの向上を図るため、客観性・独立性の高い組織として独立社外役員が過半数を占めるガバナンス強化委員会を設置し、これまで3回開催しました。さらに、国内外グループ会社が制定している行動規準に対する誓約書を取得する等、遵法意識の浸透により、関係するその他の法令遵守を徹底するよう全力を尽くします。

また2012年９月以前の自動車の海上輸送に係る独占禁止法に関する一連の違反行為についての日本の公正取引委員会等による調査開始以来、遵法活動徹底委員会を定期的に開催しており、当社グループをあげて法令に則り公正な事業の遂行を徹底します。当社はこれらの対策を着実に実行し、グループガバナンスの強化に努めてまいります。

⑷ 当社グループの主要な事業内容（2020年３月31日現在）

一般貨物輸送事業（定期船事業、航空運送事業、物流事業）
不定期専用船事業
その他事業（不動産業、その他の事業）

⑸ 当社グループの主要な営業所（2020年3月31日現在）

① 当社

区分	所在地
本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号（郵船ビル）
支店	横浜支店（横浜市）、名古屋支店（名古屋市）、関西支店（神戸市）、九州支店（福岡市）
海外在勤・駐在	ヨハネスブルグ、デュバイ、ドーハ、ジェダ、北京

② 重要な子会社

会社名	本店所在地又は国名
ＮＹＫバルク・プロジェクト株式会社	東京都千代田区
日本貨物航空株式会社	東京都港区
八馬汽船株式会社	兵庫県神戸市
郵船商事株式会社	東京都港区
郵船不動産株式会社	東京都中央区
郵船ロジスティクス株式会社	東京都港区
株式会社ユニエツクスＮＣＴ	東京都品川区
NYK GROUP AMERICAS INC.	米国
NYK GROUP EUROPE LTD.	英国
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(注) 郵船ロジスティクス㈱の本店所在地は2020年5月に東京都品川区に移転しています。

⑹ 当社グループの船舶の状況（2020年3月31日現在）

事業セグメント	船種	区分	2020年３月期 隻数	2020年３月期 重量屯（千K/T）
定期船事業	コンテナ船（セミコンテナ船を含む）	所有	28	1,822
		傭船	30	3,144
		合計	58	4,967
不定期専用船事業	ドライバルク船	所有	124	10,970
		傭船	280	29,130
		合計	404	40,100
	自動車船	所有	38	722
		傭船	73	1,340
		合計	111	2,063
	タンカー	所有	62	8,718
		傭船	25	3,546
		合計	87	12,264
	その他	所有	24	445
		傭船	18	258
		合計	42	704
客船事業	客船	所有	－	－
		傭船	－	－
		合計	－	－
合計		所有	276	22,679
		傭船	426	37,419
		合計	702	60,099

(注1) 所有船の隻数は共有船を含み、重量屯は共有船の当該船舶における他社持分を含んでいます。
(注2) 千K/T未満を切り捨てて表示しています。
(注3) 2019年3月に郵船クルーズ㈱の株式50％を譲渡したことに伴い、客船の所有隻数は0隻としています。

(7) 当社グループ及び当社の従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

	事業部門	従業員数 (名)	前期末比 (名)
一般貨物輸送事業	定期船事業	3,252	△690
	航空運送事業	747	△70
	物流事業	25,563	△177
	不定期専用船事業	3,501	40
その他事業	不動産業	69	3
	その他の事業	1,333	27
	全社(共通)	392	13
	合計	34,857	△854

(注)「全社(共通)」として記載されている従業員は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数 (名)	前期末比 (名)
陸上職	948	45
(うち、海技者)	(135)	(9)
海上職	269	△26
合計	1,217	19

(注) 従業員数は当社への出向者63名を含み、他社出向在籍者等及び派遣労働者数を除いています。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	200,238
株式会社みずほ銀行	51,899
明治安田生命保険相互会社	50,497
株式会社山口銀行	41,355
農林中央金庫	34,931
日本生命保険相互会社	26,758
株式会社三井住友銀行	22,925
株式会社日本政策投資銀行	22,169
株式会社千葉銀行	16,371
三井住友信託銀行株式会社	8,887

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンが合計で19,000百万円ありますが各借入額に含めていません。

(9) 重要な企業結合の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業結合の経過及び成果

当社グループは、定期船事業、航空運送事業、物流事業、不定期専用船事業、不動産業、その他の事業の6部門に属する事業を行っています。2020年3月31日現在の連結子会社は501社、持分法適用会社は206社です。

企業結合の経過及び成果につきましては、前述の「当社グループの事業の経過及びその成果」(25ページ及び26ページ) をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NYKバルク・プロジェクト株式会社	2,100 百万円	100.00	海上運送業
日本貨物航空株式会社	10,000 百万円	100.00	航空運送業
八馬汽船株式会社	500 百万円	75.86	海上運送業
郵船商事株式会社	1,246 百万円	79.25	石油製品類販売等
郵船不動産株式会社	450 百万円	100.00	不動産業
郵船ロジスティクス株式会社	4,301 百万円	100.00	貨物利用運送業等
株式会社ユニエツクスNCT	934 百万円	100.00	港湾運送業
NYK GROUP AMERICAS INC.	4,000 千米ドル	100.00	北米・南米地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP EUROPE LTD.	81,490 千ポンド	100.00	欧州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
NYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.	19,263 千シンガポールドル	100.00	南アジア・大洋州地域における海上運送業、総合物流事業等を営む会社の統轄
ADAGIO MARITIMA S.A. 他船舶保有会社277社	35,448 千米ドル (128社合計) 10,351 百万円 (150社合計)	100.00 (全社)	船舶貸渡業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。
(注2) 2019年4月1日に株式会社ユニエツクスと日本コンテナ・ターミナル株式会社が合併し、株式会社ユニエツクスNCTが発足しました。当社は、エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス株式会社の議決権の51.00%を所有しており、同社は株式会社ユニエツクスNCTの普通株式の100%を所有する持株会社です。
(注3) ADAGIO MARITIMA S.A.他船舶保有会社277社は船舶の保有・貸渡を行うために当社グループの全額出資によりパナマ、シンガポール、リベリアなどに設立した連結子会社であり、当社グループがこれらの会社より定期傭船して運航している船舶は、当社グループが運航する船隊の主要な一部分を構成しています。

③ 主要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
NSユナイテッド海運株式会社	10,300 百万円	18.57	海上運送業
共栄タンカー株式会社	2,850 百万円	30.06	海上運送業
郵船クルーズ株式会社	2,000 百万円	50.00	客船保有・運航業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	3,000,000 千米ドル	—	海上運送業

(注1) 議決権比率は間接保有を含んでいます。
(注2) 当社は、オーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の議決権の38.00%を所有しています。同社はOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. の普通株式の100%を所有する持株会社です。

⑽ その他当社グループの現況に関する重要な事項等

当社は、会社法第784条第２項に基づき、当社取締役会の承認により、当社完全子会社である郵船ロジスティクス㈱（YLK）の海外子会社株式のうち当社が保有する一部を、YLKに承継させる会社分割（吸収分割）を行いました。

分割契約承認取締役会　：2019年８月29日
分割契約書締結　　：2019年８月29日
本吸収分割の効力発生日：2019年11月１日

2012年９月以前の自動車の海上輸送に関し競争法に違反する行為があったとして複数の国で当社及び海外現地法人に対する調査等が継続しており、また、複数の地域において当社及び海外現地法人が損害賠償請求訴訟を提起されています。

当社は、2017年６月に当社が用船・運航するコンテナ船「ACX CRYSTAL」とアメリカ海軍イージス艦「FITZGERALD」が衝突した事故に関連し、米国ルイジアナ州東部連邦地方裁判所において、「FITZGERALD」船員のうち当該事故による死亡者の遺族及び負傷したと主張する者から、総額303百万米ドルの損害賠償等を求める訴訟を提起されています。

2. 株式に関する事項（2020年3月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　298,355,000株

⑵ 発行済株式の総数　169,564,428株

（注）自己株式490,670株を除いています。

⑶ 株主数　112,053名（前期末比5,489名減）

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,483	7.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,361	6.70
株式会社南青山不動産	4,231	2.50
三菱重工業株式会社	4,103	2.42
明治安田生命保険相互会社	3,447	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,221	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,062	1.81
東京海上日動火災保険株式会社	2,894	1.71
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,831	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	2,728	1.61

⑸ 自己株式

前期末における保有自己株式	普通株式	484,639株
当期における取得株式		
単元未満株式の買取り	普通株式	6,208株
	取得価額の総額	11,112,050円
当期における処分株式		
単元未満株式の売渡し	普通株式	177株
	処分価額の総額	314,926円
当期における失効株式		
当期末における保有自己株式	普通株式	490,670株

（注）上記自己株式には「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式（730,858株）は含まれません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年6月20日から2020年3月31日までの期間の在任者）

氏　名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
内藤 忠顕	取締役会長・会長経営委員	一般社団法人日本船主協会会長
長澤 仁志	代表取締役社長・社長経営委員	不定期専用船戦略会議議長
髙橋 栄一	代表取締役・専務経営委員	チーフファイナンシャルオフィサー、経営企画本部長
吉田 芳之	取締役・専務経営委員	チーフコンプライアンスオフィサー、総務本部長
原田 浩起	取締役・専務経営委員	一般貨物輸送本部長
片山 善博	筆頭社外取締役（非常勤、独立役員）	早稲田大学公共経営大学院教授
国谷 裕子	社外取締役（非常勤、独立役員）	東京藝術大学理事（非常勤）、 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
田邊 栄一	社外取締役（非常勤、独立役員）	SMBC日興証券株式会社社外取締役
平松　宏	監査役（常勤）	
宮本 教子	監査役（常勤）	
山口 廣秀	社外監査役（非常勤、独立役員）	日興リサーチセンター株式会社理事長、三井不動産レジデンシャル株式会社社外監査役、株式会社小松製作所社外監査役
兼元 俊德	社外監査役（非常勤、独立役員）	兼元俊德法律事務所所長、日本テレビホールディングス株式会社社外監査役

(注1) 取締役のうち、片山 善博氏、国谷 裕子氏及び田邊 栄一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注2) 監査役のうち、山口 廣秀氏及び兼元 俊德氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(注3) 社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任する重要な兼職先のうち、株式会社小松製作所と当社との間には建機輸送等の取引がありますが、その取引額は双方から見て売上高の1%未満です。社外役員が業務を執行する又は社外役員を兼任するなどのその他の重要な兼職先とは、特記すべき関係はありません。

(注4) 監査役のうち、平松 宏氏は当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(注5) 当期中の退任取締役及び監査役並びに新任取締役及び監査役は次のとおりです。

〈退任〉

代表取締役会長・会長経営委員	工藤　泰三	(2019年6月19日任期満了により退任)
取締役（非業務執行取締役）	力石　晃一	(2019年6月19日任期満了により退任)
筆頭社外取締役（非常勤、独立役員）	岡本　行夫	(2019年6月19日任期満了により退任)
監査役（常勤）	和﨑　揚子	(2019年6月19日任期満了により退任)
社外監査役（非常勤、独立役員）	三田　敏雄	(2019年6月19日任期満了により退任)

〈新任〉

取締役・専務経営委員	原田　浩起	(2019年6月19日就任)
社外取締役（非常勤、独立役員）	田邊　栄一	(2019年6月19日就任)
監査役（常勤）	宮本　教子	(2019年6月19日就任)
社外監査役（非常勤、独立役員）	兼元　俊德	(2019年6月19日就任)

(注6) 2020年4月1日付で、次のとおり取締役兼務の経営委員の異動がありました。

〈2020年3月31日現在〉　　**〈異動後〉**

取締役・専務経営委員　吉田　芳之　　取締役（非業務執行取締役）

(注7) 片山 善博氏、国谷 裕子氏、田邊 栄一氏、山口 廣秀氏及び兼元 俊德氏につきましては、株式会社東京証券取引所等に対し独立役員として届け出ています。独立役員とは株式会社東京証券取引所等が一般株主保護のために確保することを義務付けているものです。

(2) 経営委員の状況（ご参考）(2020年4月1日現在)

地位	氏名
取締役会長・会長経営委員	内藤　忠顕
代表取締役社長・社長経営委員	長澤　仁志
代表取締役・専務経営委員	髙橋　栄一
取締役・専務経営委員	原田　浩起

地位	氏名
専務経営委員	小山　智之
	河野　晃
常務経営委員	曽我　貴也
	浦上　宏一
	山本　昌平
	スヴェイン スタイムラー (Svein Steimler)
	日暮　豊

地位	氏名	
経営委員	鹿島　伸浩	久保田 浩司
	神山　亨	梅原　慎史
	須田　雅志	※筒井　裕子
	人見　伸也	※丸山　徹
	吉田　泰三	※西山　博章
	関　光太郎	※樋口　久也
	齊藤　宗明	※渡辺　浩庸
	岡崎　一正	※パトリック ブレナン (Patrick Brennan Jr.)
	鈴木　英樹	

(注1) 2020年3月31日をもって退任した経営委員は次の6氏です。
吉田 芳之、丸山 英聡、大鹿 仁史、ヘマント パタニア（Hemant Pathania）、吉田 明博、リー チェック ポー（Lee Check Poh）

(注2) ※は2020年4月1日付の新任経営委員です。

⑶ 役員の報酬等の総額

区　　分	人数(名)	固定報酬	業績連動報酬		合計額(年額)(百万円)
		基本報酬額(百万円)	賞与額(百万円)	株式報酬額(百万円)	
取　締　役 (うち、社外取締役)	11 (4)	329 (57)	－	173 (－)	502 (57)
監　査　役 (うち、社外監査役)	6 (3)	105 (27)	－	－ (－)	105 (27)
合　　計 (うち、社外役員)	17 (7)	434 (85)	－	173 (－)	608 (85)

(注1) 取締役への基本報酬額には、当事業年度に退任した取締役３名に対する支給額を含めています。
(注2) 監査役への基本報酬額には、当事業年度に退任した監査役２名に対する支給額を含めています。
(注3) 取締役の月例報酬（固定報酬）は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。
(注4) 取締役の賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程し、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。第125期以降当期まで９期に亘り取締役賞与の支給はありません。
(注5) 第129期定時株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度は、2019年３月の取締役会決議で2021年度まで３年間延長しました。上記の株式報酬額は、同制度に基づく報酬額であり、当事業年度についての制度延長前の退任又は当初期間満了に伴う支給に係る費用計上額及び延長後の株式給付引当金の繰入額の合計額を記載しています。
なお、制度延長後の当事業年度末決算により確定した当事業年度についての株式報酬の支給に係る費用計上額は、延長前の上記支給に係る費用計上額と合わせて196百万円となる見込みです。
(注6) 当社は2005年６月28日開催の第118期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、退任時に打切り支給を行うことをご承認いただきました。この決議により、当事業年度に退任した取締役１名に対し、退職慰労金44百万円の打切り支給を行いました。当該打切り支給額は上記支給額に含みません。

⑷ 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容の概要等

当社は取締役会決議により役員等報酬決定方針・手続を以下のとおり定めています。

役員等の報酬決定に関する方針・手続

【方針】

当社は、社内取締役及び経営委員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したうえ、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績目標の達成度等に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。

業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。

すべての取締役、監査役及び経営委員について役員退職慰労金はない。

【手続】

取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。

経営委員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

⑸ 社外役員の主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
独立社外取締役 (非常勤、筆頭社外取締役) 片山　善博 (2016年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に官界・政界・学界に精通する専門家としての幅広い知識と見識から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員長を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 国谷　裕子 (2017年6月21日就任)	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席（出席率93％）し、必要に応じ、多様な視点と高い独立性を持った立場から発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外取締役 (非常勤) 田邊　栄一 (2019年6月19日就任)	当事業年度に出席すべき取締役会11回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、企業経営、財務等の管理業務、金融関連ビジネスに関する豊富な業務経験に基づき発言を行いました。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会にて委員を務めました。
独立社外監査役 (非常勤) 山口　廣秀 (2016年6月20日就任)	当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席（出席率93％）及び監査役会16回すべてに出席（出席率100％）し、必要に応じ、主に金融・経済分野における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。
独立社外監査役 (非常勤) 兼元　俊徳 (2019年6月19日就任)	当事業年度に出席すべき取締役会11回中７回に出席（出席率64％）及び監査役会11回中９回に出席(出席率82%)し、必要に応じ、主に企業法務・コンプライアンス分野における豊富な経験を通じて培われた見識から発言を行いました。

⑹ 役員の責任限定契約に関する事項

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき定めた定款第34条及び第44条により、同法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しています。

連結計算書類

1. 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	442,421
現金及び預金	81,861
受取手形及び営業未収入金	191,813
有価証券	134
たな卸資産	32,532
繰延及び前払費用	61,162
その他	77,091
貸倒引当金	△2,173
固定資産	1,490,509
有形固定資産	916,329
船舶	603,317
建物及び構築物	107,643
航空機	38,023
機械装置及び運搬具	28,856
器具及び備品	5,145
土地	83,504
建設仮勘定	44,903
その他	4,935
無形固定資産	25,568
借地権	4,926
ソフトウエア	5,915
のれん	11,055
その他	3,670
投資その他の資産	548,611
投資有価証券	449,267
長期貸付金	11,876
退職給付に係る資産	41,430
繰延税金資産	4,910
その他	46,694
貸倒引当金	△5,567
繰延資産	333
資産合計	**1,933,264**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	473,615
支払手形及び営業未払金	137,911
1年内償還予定の社債	20,000
短期借入金	162,675
コマーシャル・ペーパー	19,000
リース債務	18,740
未払法人税等	5,340
前受金	39,349
賞与引当金	9,360
役員賞与引当金	310
事業再編関連引当金	20
その他	60,906
固定負債	960,809
社債	132,000
長期借入金	616,234
リース債務	81,203
繰延税金負債	44,632
退職給付に係る負債	15,920
役員退職慰労引当金	1,067
株式給付引当金	285
特別修繕引当金	18,536
契約損失引当金	23,078
事業再編関連引当金	1,001
債務保証損失引当金	224
その他	26,624
負債合計	**1,434,424**
純資産の部	
株主資本	498,520
資本金	144,319
資本剰余金	45,737
利益剰余金	311,892
自己株式	△3,429
その他の包括利益累計額	△35,856
その他有価証券評価差額金	9,474
繰延ヘッジ損益	△27,752
為替換算調整勘定	△18,966
退職給付に係る調整累計額	1,388
非支配株主持分	36,175
純資産合計	**498,839**
負債純資産合計	**1,933,264**

2. 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)　(単位：百万円)

科　目	金　額
売上高	1,668,355
売上原価	1,461,434
売上総利益	206,921
販売費及び一般管理費	168,225
営業利益	38,696
営業外収益	
受取利息	3,576
受取配当金	7,826
持分法による投資利益	22,517
その他	3,387
営業外収益（合計）	37,306
営業外費用	
支払利息	25,958
為替差損	1,399
その他	4,158
営業外費用（合計）	31,516
経常利益	44,486
特別利益	
固定資産売却益	29,245
投資有価証券売却益	6,373
その他	1,829
特別利益（合計）	37,448
特別損失	
固定資産売却損	530
減損損失	20,655
投資有価証券評価損	10,886
その他	7,337
特別損失（合計）	39,410
税金等調整前当期純利益	42,525
法人税、住民税及び事業税	1,359
法人税等調整額	5,466
法人税等（合計）	6,825
当期純利益	35,699
非支配株主に帰属する当期純利益	4,569
親会社株主に帰属する当期純利益	31,129

3. 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（ご参考）

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)　(単位：百万円)

科　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,931
投資活動によるキャッシュ・フロー	△54,867
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61,733
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,550
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△1,219
現金及び現金同等物の期首残高	78,280
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	26
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	30
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の期首残高増減額（△は減少）	△26
現金及び現金同等物の期末残高	77,092

(注) 本計算書は監査報告書の対象外です。

計算書類

1. 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	246,296
現金及び預金	4,699
営業未収金	55,298
短期貸付金	75,752
貯蔵品	20,028
繰延及び前払費用	43,694
代理店債権	7,494
リース債権	14,860
リース投資資産	4,385
その他流動資産	20,936
貸倒引当金	△854
固定資産	1,061,541
有形固定資産	146,525
船舶	88,307
建物	15,669
構築物	337
機械及び装置	37
車両及び運搬具	5
器具及び備品	754
土地	18,765
建設仮勘定	22,647
無形固定資産	5,978
のれん	2,918
借地権	511
ソフトウエア	2,525
その他無形固定資産	23
投資その他の資産	909,037
投資有価証券	57,890
関係会社株式及び出資金	469,154
長期貸付金	384,803
前払年金費用	35,416
リース債権	78,949
リース投資資産	21,476
その他長期資産	19,439
貸倒引当金	△158,093
繰延資産	333
社債発行費	333
資産合計	**1,308,170**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	355,424
営業未払金	41,181
１年内償還予定の社債	20,000
短期借入金	186,700
コマーシャル・ペーパー	19,000
リース債務	5
未払金	4,362
未払法人税等	226
前受金	25,949
預り金	46,141
代理店債務	364
賞与引当金	1,651
関係会社船舶投資損失引当金	59
独禁法関連引当金	114
その他流動負債	9,665
固定負債	738,144
社債	132,000
長期借入金	440,338
リース債務	4
繰延税金負債	24,745
関係会社船舶投資損失引当金	107,932
株式給付引当金	285
債務保証損失引当金	1,281
事業再編関連引当金	1,004
契約損失引当金	22,737
資産除去債務	1,860
その他固定負債	5,952
負債合計	**1,093,568**
純資産の部	
株主資本	218,511
資本金	144,319
資本剰余金	31,880
資本準備金	30,191
その他資本剰余金	1,688
利益剰余金	45,734
利益準備金	1,187
その他利益剰余金	44,547
圧縮記帳積立金	1,737
繰越利益剰余金	42,809
自己株式	△3,422
評価・換算差額等	△3,908
その他有価証券評価差額金	11,967
繰延ヘッジ損益	△15,876
純資産合計	**214,602**
負債純資産合計	**1,308,170**

2. 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)　(単位：百万円)

科　目	金　額	
海運業収益	666,871	
海運業費用	625,102	
海運業利益		41,768
その他事業収益	3,033	
その他事業費用	1,376	
その他事業利益		1,656
営業総利益		43,425
一般管理費		33,616
営業利益		9,808
営業外収益		
受取利息及び配当金	58,510	
その他営業外収益	973	59,483
営業外費用		
支払利息	16,295	
その他営業外費用	4,061	20,356
経常利益		48,935
特別利益		
固定資産売却益	18,322	
投資有価証券売却益	5,788	
その他特別利益	4,618	28,729
特別損失		
固定資産処分損	339	
貸倒引当金繰入額	36,155	
投資有価証券評価損	7,018	
関係会社株式評価損	6,451	
債務保証損失引当金繰入額	879	
独禁法関連引当金繰入額	114	
関係会社船舶投資損失引当金繰入額	59	
その他特別損失	2,555	53,573
税引前当期純利益		24,091
法人税、住民税及び事業税	643	
法人税等調整額	800	1,444
当期純利益		22,647

監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

2020年5月25日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 隅田 拓也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴田 勝啓 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

2. 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

日本郵船株式会社
取締役会御中

2020年5月25日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 隅田 拓也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柴田 勝啓 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵船株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

3. 監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツ（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針と職務の分担等に従い、取締役、経営委員、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通及び監査の環境の整備を図り、広く情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会及び経営委員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、経営委員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、経営委員、使用人等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知、報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載されている過年度の自動車海上輸送に関する公正取引問題については、当社グループが再発防止と法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しております。

日本貨物航空㈱の過去の不適切整備に関する事案については、同社のコンプライアンス体制の強化を確認しており、今後も同社の改善計画の実施状況の確認を継続してまいります。

また、新型コロナウイルスの流行に伴い、本年2月以降の監査活動において一部計画の変更が生じましたが、基本的に方針通りの監査を実施いたしました。今後新型コロナウイルスの流行の中でも当社グループ全体のガバナンスの向上への取り組みについて引き続き注視してまいります。

2020年5月27日

日本郵船株式会社　監査役会

常勤監査役　平松　宏　㊞

常勤監査役　宮本　教子　㊞

社外監査役　山口　廣秀　㊞

社外監査役　兼元　俊徳　㊞

以　上

株主メモ

(1) 商号	日本郵船株式会社 (Nippon Yusen Kabushiki Kaisha)
(2) 創立	1885年9月29日 (創業：同年10月1日)
(3) 資本金	144,319,833,730円
(4) 事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
(5) 定時株主総会	6月開催
(6) 同総会権利行使株主確定日	3月31日
(7) 期末配当金受領株主確定日	3月31日
(8) 中間配当金受領株主確定日	9月30日
(9) 単元株式数	100株

(10) 基準日

上記確定日のほか、必要あるときはあらかじめ公告のうえ基準日を定めます。

(11) 公告方法

電子公告により行い、次の当社ウェブサイトに掲載します。
https://www.nyk.com/ir/stock/koukoku/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法で行います。

(12) 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社
【連絡先】
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
郵送先　〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
　　三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きで必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届けいただく必要があります。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

主な支払調書

・配当金に関する支払調書
・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのお届けに関するお問合せ先】

証券会社等の口座にて株式を管理されている株主様　……お取引の証券会社等にお問合せください。
証券会社等とのお取引がない株主様　……三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。
　0120-232-711

お知らせ

(1) 株式に関するお手続のご案内

①次に記載の株式に関する各種お手続につきましては以下のとおりとなっております。

- 株式の口座振替のご請求
- 株式の相続お手続
- 単元未満株式の買取り・売渡し（買増し）のご請求
- 住所変更、住居表示変更のお届け
- 改姓、改名のお届け
- 配当金の口座振込のご指定、変更のお届け　など

(i) 証券会社等に口座を開設されている株主様

口座を開設されている口座管理機関（お取引の証券会社等）にお問合せください。

(ii) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様

特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

②未払配当金のお支払いに関しましては、いずれの株主様も株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
0120-232-711（オペレーター対応、受付時間：土・日・祝日を除く9:00～17:00）
ウェブサイト　https://www.tr.mufg.jp/daikou/

(2) 株主優待制度のご案内 ※新型コロナウイルスの影響によりクルーズは変更またはキャンセルとなる場合があります。

毎年3月31日現在の株主の皆様に飛鳥クルーズのご優待割引券を用意しております。ご請求はがきは6月開催の定時株主総会後にお送りする関係書類に同封いたします。ご請求はがきが当社に到着後、ご優待割引券を普通郵便で発送いたします。発送後の事故等につきましては、当社は責任を負いかねます。

3月31日現在のご所有株式数		ご優待割引券枚数
100株以上	500株未満	3枚
500株以上	1,000株未満	6枚
1,000株以上		10枚

（有効期間：7月1日から翌年の9月30日まで）

- ご優待割引券は株主様ご本人以外もご利用いただけます。
- ご優待割引券1枚につき、1クルーズ（対象外もあり）1名様10%の料金を割引いたします（1名様1枚限り有効）。
- 他の割引、早期申込割引等と重複してご利用にはなれません。
- 飛鳥クルーズの詳細につきましては、次の郵船クルーズ株式会社のウェブサイトをご覧いただくか、お電話でクルーズデスクにお問合せください。
  ウェブサイト　https://www.asukacruise.co.jp
  ☎0570-666-154（クルーズデスク）

株主総会会場ご案内図

当社本店（郵船ビル）

株主総会の来場記念品（お土産）のご用意はございません。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

最寄駅：

❶ ＪＲ線 **「東京駅」**
丸の内南口 から徒歩約３分

❷ 東京メトロ ○ 丸ノ内線
「東京駅」Ｍ４出口から徒歩２分

❸ 東京メトロ ○ 千代田線
「二重橋前（丸の内）駅」５番出口から徒歩１分

❹ 都営地下鉄 ○ 三田線
「大手町駅」７番出口から徒歩１分

NYK LINE
NIPPON YUSEN KAISHA

〒100-0005
東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
https://www.nyk.com

※会場へのご入場は株主様**ご本人のみ**となりますので、ご了承ください。
株主総会の受付開始時刻は当日午前９時です。
開会時刻間際になりますと、会場受付の混雑が予想されます。
会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
株主総会へは本招集ご通知をご持参ください。

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

感染症拡大が懸念されるため、なるべく議決権の事前行使をお願いいたします。当日は会場への入場制限等の可能性もありますので、ご出席される株主様には、感染症予防措置を講じることとともに、ご理解くださいますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.nyk.com/ir/event/meeting/